2　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方iに係る格付に対応する信用リスク区分（第五十六条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1―1	1―2	1―3	1―4	1―5	1―6
ウェイトw_i（パーセント）	〇・七	〇・八	一・〇	一一・〇	三・〇	十・〇

3　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

5　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（想定元本額又は与信相当額）×（$1-EXP(-0.05\times M_k)$）／（$0.05\times M_k$）

M_kは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

6　第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節　先進的リスク測定方式

（先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百七十条の四　先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

一　算出基準日のCVAバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二　算出基準日のCVAストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

2　CVAバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3　CVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4　CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一　ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られる値を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$CVA=(LGD_{MKT})\times\sum_{i=1}^{T}Max\left(0,EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)-EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

LGD_{MKT}は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD（以下この節において同じ。）

t_iは、現時点からEE_iをi回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

t_{i-1}は、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約満期（以下この節において同じ。）

s_iは、期間t_iに対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

D_iは、期間t_iに対応するディスカウント・ファクター（期間t_iが経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D_0の値は一とする。以下この節において同じ。）

EE_iは、期間t_iにおける取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二　特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$Regulatory\quad CS01_i=0.0001\times t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}-EE_{i+1}\times D_{i+1}}{2}\right)$

（iがTのとき）

$Regulatory\quad CS01_T=0.0001\times t_T\times EXP\left(-\frac{s_T\times t_T}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{T-1}\times D_{T-1}+EE_T\times D_T}{2}\right)$

（iがTのとき）

三　パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\quad CS01=0.0001\times\sum_{i=1}^{T}\left(t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)-t_{i-1}\times EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

5　前項の規定にかかわらず、第七十九条の四第六項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をt_Tとし、当該ネッティング・セットの実効ＥＰＥをEE_Tとしなければならない。

6　CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。